臨時報告書(内国特定有価証券)

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2020年7月1日

【ファンド名】 マニュライフ・グローバル配当株ファンド < ラップ >

【発行者名】 マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山本 真一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N

館

【事務連絡者氏名】 谷澤 儀彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N

館

【電話番号】 03-6267-1955

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

「マニュライフ・グローバル配当株ファンド < ラップ > 」(以下「当ファンド」といいます。)について、信託の終了に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

- イ 信託の終了の年月日 2020年7月20日(予定)
- ロ 信託終了にかかる決定に至った理由 当ファンドは、全残存口数に対して受益者からの解約請求があったため、繰上償還を行うこととしま した。
- 八 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し 提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨 当ファンドの繰上償還は、投資信託約款第39条第1項に規定する「やむを得ない事情が発生したと き」に該当するため、書面決議は行いません。